

表 3-1 圏域の区分

	構成市町村名	給水区域面積	給水人口
埼玉広域水道圏	<p>川越市 熊谷市 川口市 さいたま市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 富士見市 北本市 八潮市 ふじみ野市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 日高市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 白岡市 杉戸町 松伏町 ときがわ町 東秩父村</p> <p>計 39市 18町 1村</p>	2,615.72km ²	<p>令和元年度 7,231,666人</p> <p>令和12年度 7,100,951人</p>
秩父広域水道圏	<p>秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町</p> <p>計 1市 4町</p>	374.26km ²	<p>令和元年度 93,503人</p> <p>令和12年度 80,550人</p>

(出典)「埼玉県の水道」(令和元年度データ)、「埼玉県5か年計画」における埼玉県推計値(令和12年度データ)

【参考】圏域区分設定の経緯

○昭和 52 年 3 月策定の広域的整備基本構想における圏域区分

中間目標年である昭和 60 年（1985 年）までに北部広域水道圏において県営の水道用水供給事業を開始し、最終目標年である昭和 75 年（2000 年）までに圏域内の水道事業の一元化を図ることを目的として計画されており、3 つの圏域が設定された。

南部広域水道圏（30 市町村）

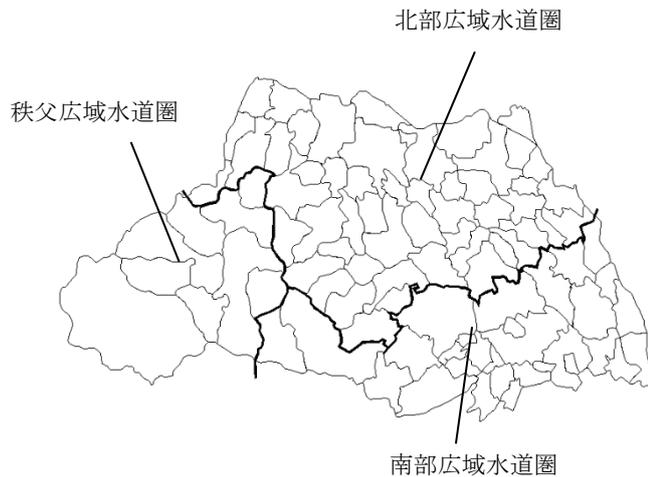
中央第一、東部第一、西部第一水道により水道用水を受水している県南部 28 市町（広域第一地域）と、これに接する飯能市、名栗村（飯能地域）を加えた地域。

北部広域水道圏（53 市町村）

広域第二水道の対象である 46 市町村に、本庄市をはじめとする児玉郡市等の 7 市町村を加えた地域。

秩父広域水道圏（9 市町村）

秩父市をはじめとする秩父郡市の 9 市町村。この圏域は、山で囲まれ秩父盆地を中心とした、地理的歴史的にまとまりをもつ荒川水系の山間山添い地域であり、他の広域行政サービス圏としてもまとまっている。



昭和 52 年 3 月策定の
広域的整備基本構想における圏域区分

○昭和 62 年 2 月策定の埼玉県水道整備基本構想における圏域区分

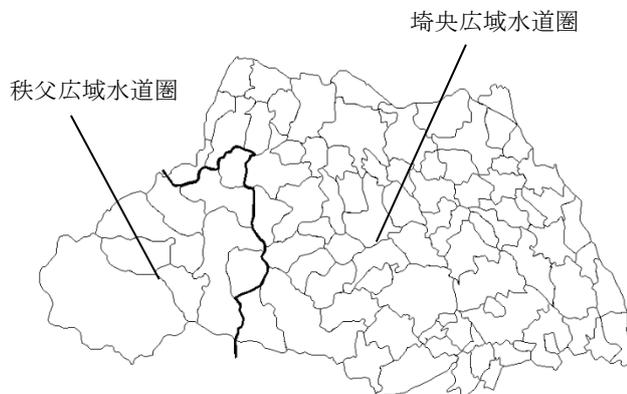
平成 12 年度（2000 年）を目標年度とし、北部広域水道圏と南部広域水道圏を広域的かつ合理的に整備することにより、将来にわたり安全で安定した給水体制の確立、料金をはじめとする給水サービスの均等化等を図ることを目的として計画されており、2 つの圏域が設定された。

埼玉中央広域水道圏（83 市町村）

広域第一水道用水供給事業、広域第二水道用水供給事業の供給対象である 60 市町村とその西側に隣接する 23 市町村を加えた地域。

秩父広域水道圏（9 市町村）

秩父市をはじめとする秩父郡市（東秩父村は埼玉中央広域水道圏）の 9 市町村。



昭和 62 年 2 月策定の
埼玉県水道整備基本構想における圏域区分

○平成 16 年 1 月改定の埼玉県水道整備基本構想における圏域区分

平成 35 年度（2023 年）を目標年度とし、昭和 62 年策定の構想と同様に、埼玉広域水道圏と秩父広域水道圏の 2 つの圏域とする。

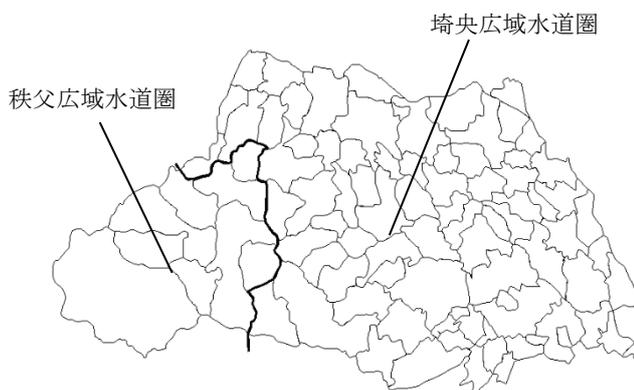
埼玉広域水道圏の神泉村、東秩父村、名栗村の 3 村については、水道用水供給事業の受水団体ではないが、地理的・社会的条件を考慮すると埼玉広域水道圏に含めることが適当であるとされた。

埼玉広域水道圏（81 市町村）

埼玉県水道用水供給事業により供給している 78 市町村とその西側に隣接する 3 村を加えた 81 市町村。

秩父広域水道圏（9 市町村）

秩父市をはじめとする秩父郡市（東秩父村は埼玉広域水道圏）の 9 市町村。



平成 16 年 1 月改定の
埼玉県水道整備基本構想における圏域区分